

柏崎市への広告入り窓口用封筒の無償提供に関する選定要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、広告入り窓口用封筒(以下「窓口封筒」という。)の無償提供に関し、広告主をとりまとめ、広告原稿の事前確認、広告原稿の校正、その他広告主との調整など広告掲載に係る一連の業務を行う無償提供者の決定に当たり、必要な事項について定めるものとする。

(選定業務)

第2条 選定に係る業務を行うため、庁内選定委員会を置く。

(庁内選定委員会の構成)

第3条 庁内選定委員会は、財務部長、市民生活部長、財政管理課長、税務課長及び市民課長をもって組織する。

2 選定委員は、次条及び第5条に定める方法により選定業務を行う。

3 選定委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

(選定)

第4条 選定委員は、「柏崎市への広告入り窓口用封筒の無償提供に関する基準」及び「柏崎市への広告入り窓口用封筒を無償提供する事業者等募集要項」により応募した者が提出した企画書等について次条に基づき書類審査を行う。

(審査方法)

第5条 書類審査は、次に掲げる方法により行う。

(1) 別表1に基づき、選定委員ごとに5段階評価で採点を行い、その合計得点に基づき、得点の高い者を上位とし、選定委員ごとに順位を決定する。

(2) 選定委員ごとに決定した順位によって、改めて別表2に基づき順位ポイントを付し、事業者ごとの最終評価点とする。

(最優秀提案の決定)

第6条 選定委員の最終評価点を合計して、最も評価点の少ないものを最優秀提案として決定する。また、最も数値の少ないものが複数ある場合は、選定委員で協議を行い、最優秀提案を決定する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、財務部財政管理課において処理する。

別表 1（第 5 条 関係）

| 項 目         | 評 価 の 内 容                                                                 | 評 価 基 準         | 得 点 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|
| 企 画 内 容     | 企 画 提 案 書 が 募 集 要<br>項 に 基 づ い た 内 容 で<br>あ る か を 評 価 す る。                | 非 常 に 優 れ て い る | 5   |
|             |                                                                           | 優 れ て い る       | 4   |
|             |                                                                           | 普 通             | 3   |
|             |                                                                           | や や 劣 っ て い る   | 2   |
|             |                                                                           | 劣 っ て い る       | 1   |
| 業 務 遂 行 体 制 | 企 画 提 案 書 や 会 社 の<br>概 要 か ら こ の 業 務 が<br>遂 行 で き る か ど う か<br>を 評 価 す る。 | 非 常 に 優 れ て い る | 5   |
|             |                                                                           | 優 れ て い る       | 4   |
|             |                                                                           | 普 通             | 3   |
|             |                                                                           | や や 劣 っ て い る   | 2   |
|             |                                                                           | 劣 っ て い る       | 1   |
| デ ザ イ ン 性   | 提 出 さ れ た 封 筒 見 本<br>か ら デ ザ イ ン 性 を 評<br>価 す る。                          | 非 常 に 優 れ て い る | 5   |
|             |                                                                           | 優 れ て い る       | 4   |
|             |                                                                           | 普 通             | 3   |
|             |                                                                           | や や 劣 っ て い る   | 2   |
|             |                                                                           | 劣 っ て い る       | 1   |
| 色 使 い       | 提 出 さ れ た 封 筒 見 本<br>か ら 色 使 い を 評 価 す<br>る。                              | 非 常 に 優 れ て い る | 5   |
|             |                                                                           | 優 れ て い る       | 4   |
|             |                                                                           | 普 通             | 3   |
|             |                                                                           | や や 劣 っ て い る   | 2   |
|             |                                                                           | 劣 っ て い る       | 1   |

別表 2（第 5 条 関係）

| 合 計 得 点（多 い 順） | ポ イ ン ト 数 |
|----------------|-----------|
| 1 位            | 0         |
| 2 位            | 3         |
| 3 位            | 5         |
| 4 位 以 下        | 順 位 + 2   |